

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県

### 2. 構造改革特別区域の名称

秋田IT人材育成特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

秋田県の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 本県工業の特徴

本県工業においては、電子部品・デバイスを中心とする加工組立型産業が大きなウエイトを占めている。近年の電子情報産業の伸長を背景に平成15年には全工業出荷額の36.2%を占め、リーディング産業となっている。

本県では、秋田の強みを生かした工業振興を目指して平成17年3月に「秋田県工業振興アクションプラン」を策定し、ものづくり人材の育成や企業支援体制の抜本的見直しなど環境の整備を推進している。

また、平成16年度から「高速インターネットアクセス網整備促進事業」を実施して、高速インターネット環境の整備を進めている。

#### (2) 本県の雇用対策

雇用吸収力の高い企業誘致などによる雇用創出や企業の活性化等を支援するとともに、特に厳しい若年者の雇用情勢に対応するため、教育段階における就職支援の充実や若年者ワンストップセンターでのきめ細かい就業支援など「若年者雇用総合対策プログラム」を推進している。

また、再就職が困難な中高年離職者の早期再就職を支援するため、総合雇用支援センターにおける支援体制の充実を図っている。

#### (3) 本県の人材育成

学校教育においては、「ITを適切に活用し、情報を収集・処理・発信・交流できる秋田の子ども」育成事業として、中学校までにコンピュータや情報通信ネットワークを学習に活用できる程度の技能、高校までに職場や進学先で活用できる程度の技能を身に付けることを目標に情報教育を進めている。

少子高齢化の進展や若年者の流出により、生産年齢人口は今後も減少となる見通しであるとともに、就業者一人当たりの労働生産性が全国に比べ低い本県にとって、経営革新や新分野の進出など企業の競争力強化は必要不可欠であり、人材の育成は

その中核となる。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

### (1) ITテクニカルエキスパートの育成

すでに我々の社会生活や経済活動において情報システムは不可欠なものとなっており、また、企業にとって情報化投資は企業の将来を左右するものとなっている。

デジタル放送の普及や音楽産業におけるネットワーク化が急速に進んでいるように、ますます進展する情報システムをいかに早く、効果的に取り込むかが新たな高度情報化社会を構築する上で重要な課題となっている。

このように、ITの技術革新を背景として情報産業がますます主流になると思われるが、特に立地面において不利な位置にある本県産業の活性化を図るためには、ITを活用した生産性の向上や新事業の創出による産業振興が最も重要な要素となる。

その中核となるのは、情報サービス企業だけでなく、一般企業においても、高度な情報処理技術を習得した人材であり、地域においてこうした人材を恒常的に育成し、産業界に供給することが必要である。

また、情報システムを開発する技術者だけでなく、ユーザーとしてシステムを使いこなせる人材の育成を図ることも重要である。

人材育成の方法として、情報処理に関する資格試験の合格率を高めることは、情報処理のエキスパートの増加を可能とするとともに、情報処理を学ぶ人々のモチベーションを高め、ひいては全体のレベルの底上げを図ることに貢献するものと考えられる。

その結果、全体的なレベルの向上が、生産レベルにおける新手法の創出を促すことにもつながっていくと考える。

### (2) 一人一人の能力に応じた体制の確立

現在、県内の高等学校、専門学校、大学等においては、生徒のスキルアップを目指して情報処理に関する資格の取得に取り組んでいるが、当該特例措置を適用することにより、柔軟性を持った履修プログラムの構成や、各学校の特色を生かした講義が可能となるほか、生徒一人一人の能力・理解力に応じた指導が可能になるなど、指導体制の充実強化が図られるものと考えられる。

政府はユビキタスネット社会の実現に向けて各種施策の展開を行っているが、今後、市民生活におけるITの利活用はますます広がりを持つものと思われる。

このことは、IT関連産業のみならず、あらゆる業種においても情報処理技術の活用が不可欠になることから、情報処理技術を高いレベルで習得した人材の有用性はますます高まり、こういった人材が多数輩出されることは、雇用のミスマッチの解消にもつながるものと考えられる。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 個人の能力向上

本県では、高等学校教育において「英語とコンピュータが使える秋田の子ども」の育成を目標に掲げ、実践的な英語力とコンピュータ活用能力の向上を図るほか、生徒一人一人の生きる力や個性を育むため、インターンシップやボランティア活動を実施している。

このような活動を通じて、自己の適性と能力を見つめ直し、自己実現を可能とする職業を選択することが求められている。

初級システムアドミニストレータ及び基本情報技術者は、自己のスキルアップとともに、各種試験において優遇措置が受けられるなど高い評価を得ているものであり、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格者数及び合格率を高めることは、将来の職業に対する意欲と学習意欲を高め、全体のレベルアップにつながるものとする。

具体的には、以下のとおり。

(単位：人、%)

試験名	平成17年度(実績)			平成20年度(目標)		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
初級システムアドミニストレータ試験	555	125	22.5	600	180	30.0
基本情報技術者試験	536	58	10.8	600	90	15.0

### (2) 雇用ミスマッチの解消

平成18年3月に高等学校を卒業する生徒に対する県内求人数は2,582人に対して県内就職内定者は1,866人と、求人数と実際の就職者数には乖離がある。

多年にわたる景気の低迷を経て、企業は時間をかけて人材を育成する姿勢を弱めており、すでにある程度の水準に達した人材を求めていることが、その要因の一つと思われる。

今後、県内企業が成長を続けるためには高い能力をもった人材が必要であるとともに、それに応える体制を整える必要がある。

当該資格は、自治体の入札参加申請において参考とされるなど既に高い評価を得ており、合格者数を増やすことが企業側の採用意欲を高め、地域の活性化につながるものとする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 県内産業の活性化の促進

すでに経済のグローバル化を契機として、本県企業も国内のみならず、海外企業との競争を勝ち抜くためにはさらなる生産性の向上が不可欠であり、高度な情報処理技術がそれに貢献すると考える。

また、新技術や新製品の開発においても、システム開発だけでなく、マーケティングや経営管理において、高い情報処理技術を持った人材が販路の拡大や経営改善に貢献するものと考えられる。

(2) 社会構造の変化への対応

本県は、人口減少が始まった国内においても特に高齢化の先進県であり、過疎化と同時に高齢化が進み、地域によってはコミュニティの維持が困難となりつつある。

例えば、移動手段を持たない高齢者に対する遠隔地からの医療サービスが実現されれば、高齢者が安心して暮らせる社会の実現につながるとともに、新たな事業の可能性が生まれることとなる。

今後、団塊世代のリタイアが始まるが、もともと豊かな自然など恵まれた環境を持つ本県にとって、高齢者が暮らしやすい社会を実現することは、新たな社会ニーズに対応した新産業を生み出すことにもつながると思われる。

8. 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 個性と想像力を育む教育の推進

- 大学の教官や学生を学校に派遣し、小中学生の学習に対する意欲や関心を喚起する「学校・大学パートナーシップ事業」を実施するとともに、高校生の職業理解を進める「高校生インターンシップ推進事業」を実施する。
- コンピュータを適切に活用し、情報を収集・処理・発信・交流できる児童生徒を育成する。

(2) 産業構造の変化に対応した雇用機会の安定的な確保

- 若年の求職者に対し、就労に向けたきめ細かな支援を行う総合的なワンストップサービスセンター及び県北、県南2カ所に設置しているサテライトセンターを運営する。
- 高校生向けの職場見学会の実施や大学生向けのインターンシップ及びオープンハウスを実施する「学卒者県内就職促進事業」を実施する。

### (3) 活力のある秋田の創造に向けた産業の振興

- 新規創業数の増加と有望なベンチャー企業の育成を図るため、インターネットを活用した会員制のネットワークを運営する「あきた起業家道場」、創業5年以内の有望なベンチャー企業に対し、商品開発費や販路開拓費の事業経費を助成する「創業・ベンチャービジネス支援補助金」、創業準備のための創業準備支援室を整備し、インキュベーションマネージャーによる創業・経営指導を行う「プレインキュベーション事業」などを組み合わせた「新規創業・ベンチャービジネス総合支援事業」を実施する。
- 企業が行う新技術・新製品の開発支援や新技術・新製品開発等の研究開発費助成、産学官連携コーディネーターによる事業プラン策定支援を組み合わせた「新産業創出産学連携促進事業」を実施する。
- 県内企業の製品及び商品等について、専門家がマーケティングの視点によるタイムリーな市場評価を行い、助言等により商品開発の効率化を図るとともに、市場性や完成度が高いと評価された優良製品については販路拡大等の事業展開を支援する。
- 本県の経済・雇用に波及効果の大きい企業の立地を促進するため、設備投資等に要する経費の一部を助成する「企業立地促進事業」を実施する。

### (4) 暮らしと産業を豊かにする情報化先進県秋田の創造

- 県内外のソフトウェア開発等の需要を着実に取り込むため、IT技術者の技術力の向上を図る研修と業界の共通課題解決のための研修を集中的に実施するとともに、企業の業務改善に関する提案力向上のための研修会を実施する。
- 情報化を進めようとする県内企業に対し、相談窓口の紹介や専門家の派遣などの情報を提供して支援を行う。
- 医療、福祉、防災など暮らしを支える「安全・安心」分野や教育分野の各種ネットワークの構築やそのための支援を行うとともに、電子申請、電子申告、電子納品、電子入札、電子調達など、人々がその利便性を実感できるようITによる行政手続きを積極的に進める。
- 暮らしや産業の様々な分野で必要となる光ファイバーを中心とする高速・超高速情報通信網の整備・拡充について、事業者・市町村などと協働しその整備を促進する。

## 別紙 1

### 1. 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2. 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

株式会社 MKpaso (エム・ケイ・パソ) ハロー!パソコン教室鹿角校

本店所在地: 秋田県鹿角市花輪字八正寺5番地の2

教室所在地: 秋田県鹿角市花輪字下花輪171

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地: 東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル5F

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

株式会社 MKpaso (エム・ケイ・パソ) ハロー!パソコン教室鹿角校

初級システムアドミニストレータ試験対策講座 別添1参照

#### (2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「CIWファンデーション試験」を受験し、これに合格することにより認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者のうち、当該講座に7割以上出席した受講生を、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、JACCの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、次号 ただし書きの規定により、IPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の問題は、JACCが作成し、IPAの審査によって認定されたものを使用する。ただし、当該審査によって適切であると認められない場合は、

I P A が提供する問題を使用する。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、J A C C が行うものとする。ただし、J A C C が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて I P A に通知するものとする。

( 4 ) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I W アソシエイト

試験科目：C I W ファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
A	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
B	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
C	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
D	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
E	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
F	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
G	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
H	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネージメント
I	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
J	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース

K	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
L	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
M	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

#### 5. 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。



## 別紙 2

### 1. 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4、1 1 4 6 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験  
を免除する講座開設事業

### 2. 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

##### 【C I W併用コース】

株式会社 MKpaso (エム・ケイ・パソ) ハロー!パソコン教室鹿角校

本店所在地: 秋田県鹿角市花輪字八正寺5番地の2

教室所在地: 秋田県鹿角市花輪字下花輪171

##### 【サーティファイ併用コース】

学校法人伊藤学園 秋田情報ビジネス専門学校

所在地: 秋田県秋田市中通4丁目3-11

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

##### 【C I W併用コース】

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地: 東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル5F

##### 【サーティファイ併用コース】

株式会社サーティファイ

所在地: 東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立  
行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応す  
ることとする。

##### 【C I W併用コース】

株式会社 MKpaso (エム・ケイ・パソ) ハロー!パソコン教室 鹿角校

基本情報技術者試験対策講座 別添2参照

##### 【サーティファイ併用コース】

学校法人伊藤学園 秋田情報ビジネス専門学校

基本情報技術者講座B (サーティファイ併用コース) 別添3参照

## (2) 修了認定の基準

### 【C I W併用コース】

民間資格を取得するための試験である「C I Wファンデーション試験」を受験し、これに合格することにより認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者のうち、当該講座に7割以上出席した受講生を、修了認定に係る試験を受験できる有資格者とする。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、J A C Cの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、次号 ただし書きの規定により、I P Aが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P Aの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

### 【サーティファイ併用コース】

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者のうち、当該講座に8割以上出席した受講生を、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、2007年度F E講座 - Aを履修している者にあつては、基本情報技術者講座B(サーティファイ併用コース)の履修項目と重なっている項目のうち、履修済の項目については履修したものとみなし、未履修項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、次号 の規定により、I P Aが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P Aの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

## (3) 修了認定に係る試験の実施方法

### 【C I W併用コース】

修了認定に係る試験の問題は、J A C Cが作成し、I P Aの審査によって認定されたものを使用する。ただし、当該審査によって適切であると認められない場合は、I P Aが提供する問題を使用する。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、J A C Cが行うものとする。ただし、J A C Cが認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せてIPAに通知するものとする。

【サーティファイ併用コース】

修了認定に係る試験問題は、株式会社サーティファイが作成し、IPAの審査によって認定された問題、または、IPAが提供する問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後、2回まで修了認定に係る試験を実施できるものとする。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、株式会社サーティファイが行うものとする。ただし、株式会社サーティファイが認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せてIPAに通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

【CIW併用コース】

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
A	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
B	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
C	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
D	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
E	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
F	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
G	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント

		2	ネットワーク・テクノロジー
H	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
I	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
J	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
K	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
L	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング
		2	HTMLコーディング
		3	HTMLコーディング
		4	HTMLコーディング
M	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

#### 【サーティファイ併用コース】

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

情報処理技術者能力認定試験（2級1部）試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路

	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）

9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）
	情報化戦略（業務改善など）
	IE分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
	関連法規（情報通信、知的財産権）

#### 5. 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。